

岩手県告示第 880 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、平成 18 年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成 18 年 9 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
釜石市	釜石市野田町、定内町の各一部
田野畑村	下閉伊郡田野畑村蝦夷森、子木地
川井村	下閉伊郡川井村大字箱石第 5 地割、江繋第 9、12 地割
一戸町	二戸郡一戸町西法寺字西法寺、面岸字風口、向山

2 調査期間 平成 18 年 8 月 25 日から平成 19 年 3 月 31 日まで